

自動応諾条項の採択についての Q&A

Q.自動応諾条項の採択に費用はかかりますか？

A. 自動応諾条項の採択に登録料等の費用は一切かかりません。

Q.自動応諾条項を採択すると、どのようなメリットがあるのですか？

A. 当機構は自動応諾条項の採択には、主に以下のようなメリットがあると考えております。

- ① 競技団体として、その決定に競技者から不服があれば、第三者の判断を仰ぐことを表明することになるので、透明性のある団体運営を内外に表明できます。
- ② 競技者としても、万一、競技団体の決定に不服がある場合には仲裁申立てを受けてもらえることが保証されるので、安心して競技に取り組むことができます。
- ③ 競技者が不服をもった場合に裁判ではなく仲裁を選択するとすれば、裁判よりも早く安く、スポーツ法の専門家が第三者として解決することになるので、競技団体にも競技者にもメリットがあります。

Q.自動応諾条項を採択するには何をすればいいのですか？

A. 下記の手順で自動応諾条項を採択することができます。

① 団体にてどのような内容で自動応諾条項を採択するか検討
(団体内の不服受付制度の利用を経てからの仲裁申立てにのみ応じるといった条件を付けることもできます。)

② 上記の条項を競技団体の理事会等で採択

③ 採択された条項を競技者に公表するとともに、当機構に連絡。その際に規則等として制定された場合はその規則等を、そうでない場合は理事会の議事録を提出

④ 当機構が、ご送付頂いた規則等・議事録を当機構 HP にて公開

自動応諾条項の例

「〇〇(団体名)のする決定に対する不服申立は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の『スポーツ仲裁規則』に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。」

↓↓詳しく知りたい方は次のページへ↓↓

Q. 自動応諾条項は、どのような団体が採択できますか？

A. スポーツ仲裁規則第3条第1項各号に定める競技団体であれば、自動応諾条項を採択することができます。

※スポーツ仲裁規則第3条第1項 この規則において「競技団体」とは、次の各号に定めるものをいう。

- | | |
|------------------------------|----------------|
| 一 公益財団法人日本オリンピック委員会 | 二 公益財団法人日本体育協会 |
| 三 公益財団法人日本障害者スポーツ協会 | 四 各都道府県体育協会 |
| 五 前4号に定める団体の加盟若しくは準加盟又は傘下の団体 | |

Q. 自動応諾条項を採択していないと、仲裁は利用できないのでしょうか？

A. 団体が自動応諾条項を採択していない場合でも、当機構の仲裁手続きを利用することができます。ただし、その場合は、競技団体と競技者との間で個別の仲裁合意が必要となります。

Q. 採択した自動応諾条項の内容は、どのような形で公開されますか？

A. 団体が採択した自動応諾条項の内容(規則・規程・議事録等)は、団体名と共に、当機構のHP上で公開致します。

Q. 自動応諾条項を採択した場合、どのような紛争に関し仲裁手続きを利用できるのでしょうか？

A. 代表選考や不利益処分に関する紛争などスポーツ競技又はその運営に関して競技団体が競技者等に対して行った決定を対象としています。これに対し、競技中の審判の判定に関する紛争、団体間の紛争、役員間の紛争等は、対象となりません。詳細は、スポーツ仲裁規則をご確認ください。

Q. 自動応諾条項を採択した場合、団体がスポーツ仲裁手続きの利用を拒否することはできますか？

A. 団体が採択した内容に合致する紛争に関して競技者が仲裁申立てをした場合には、仲裁手続きは自動的に始まり、その段階での仲裁の利用拒否はできません。

Q. 採択する予定の自動応諾条項の内容をチェックしてもらったり、仲裁手続きについて、更に詳細に知りたい場合にはどうしたらよいですか？

A. 当機構にお問い合わせいただければ、事前に自動応諾条項の内容をチェックし、仲裁手続きについて更に詳細な説明を致しますので、お気軽にご相談ください。

※なお、特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁手続きについては、別途管理料金・仲裁合意が、特定調停合意に基づくスポーツ調停手続きについては、別途調停合意が、必要となりますので、詳しくはHP若しくは各手続の規則をご確認ください。